

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 有料廃棄物埋立護岸に係る使用料を改定することにしました。
- 2 占用物件として港湾の利用の効率化を図るものに係る臨港緑地の占用料を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年6月1日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部工務課、施設管理課)